

居宅介護支援重要事項説明書

2021（令和3）.4.1.改訂

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の規定に基づき、居宅介護支援契約締結に際して、事業所が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 晋栄福祉会
代表者氏名	理事長 濱田 和則
法人所在地 (連絡先)	大阪府門真市北島町12番20号 072(881)8202

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	神戸垂水ちどりケアマネジメント
指定事業者番号	神戸市指定 2870804305
事業所所在地	神戸市垂水区高丸6丁目7番2号
連絡先 相談担当者名	078(786)3755 介護支援専門員 中嶋 康之
通常の実施地域	神戸市垂水区

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護者等の心身の状況、置かれている環境に応じて居宅サービス計画を作成し自宅において自立した日常生活を送れるよう援助して行くことを目的とする。
運営方針	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。 また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の事業所に不当に偏ることがないように公平中立に行う。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令38号）を遵守する。さらに、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省告示20号）に準じ、特定事業所加算の算定要件を満たすよう努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金
営業時間	9:00～18:00

※上記以外の時間も事務職員等により対応可能な場合がありますので、ご連絡ください。

(4) 営業時間外の連絡について

営業時間外	営業時間外は神戸垂水ちどりの事務員または夜間宿直者が対応しますので、要件をお伝え下さい。
-------	--

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	介護支援専門員 中嶋 康之
---------	---------------

職種	職務内容	人員数
主任介護支援専門員	居宅介護支援業務、他	1名以上
介護支援専門員	居宅介護支援業務、他	1名以上
事務職員	業務補助	若干名

（令和3年4月1日 現在）

(6) 担当の介護支援専門員

担当介護支援専門員	
-----------	--

3 居宅介護支援の費用について

(*費用については「重要事項説明書 別紙 居宅介護支援業務の実施方法について」 参照)

・その他費用について

交 通 費	利用者の居宅が、通常の事業実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。
-------	--

4 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやす
利用者の要介護(支援)認定有効期間中、概ね 1月に1回程度

※ここに記載する訪問頻度のめやす回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合には利用者の承諾を得て、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

居宅介護支援に関しては、通常、利用者負担はありません。但し、要介護認定が非該当の場合、または、保険料滞納などにより給付制限を受けておられる場合は、一時的に居宅介護支援料のお支払いをいただき、後日、保険者より払い戻しとなる場合もあります。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	①事業者は、利用者から同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。事業者は、サービス担当者会議等で利用者のまたその家族の個人情報を用いる場合は予め同意を得て行うこととします。(尚、要介護申請時にすでに同意を得ている場合はこの限りではありません。) ②事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁気記録を含む。)については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延無く調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 倫理綱領、行動規範等を作成します。
- (2) 研修を通じて、従業者の人権意識の高揚や、知識の向上に努めます。
- (3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (4) 従業者が支援に当たっての悩みや相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

虐待防止に関する担当者	介護支援専門員 中畠 康之
-------------	---------------

- 8 事故発生時の対応方法について利用者に提供する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村 (保険者)	市町村名・電話番号	神戸市保健局 監査指導部 電話番号：078(322)6326
--------------	-----------	-----------------------------------

なお事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 (引受幹事保険会社)	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	社会福祉法人全国社会福祉協議会 社会福祉施設総合損害補償しせつの損害補償
保障の概要	施設業務(サービス)はもとより、居宅介護事業・配食サービス・居宅介護支援事業などを含め医療行為を除くすべての業務が対象。

9 居宅介護支援に対する苦情・相談について

【事業者の窓口】 神戸垂水ちどりケアマネジメント (神戸垂水ちどり内) 担当者 吉川 貴与	所在地：神戸市垂水区高丸6丁目7番2号 電話番号：078(786)3755 ファックス番号 078(708)5037 受付時間：9：00～18：00
【市町村の窓口】 神戸市保健福祉局 監査指導部	電話番号：078(322)6326 受付時間：平日 8：45～12：00、13：00～17：30
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会	電話番号：078(332)5617 受付時間：平日 8：45～17：15
神戸市消費生活センター (契約についてのご相談)	電話番号：078(371)1221 受付時間：平日 9：00～17：00